

平成9年
8月10日

第92号

発行 守谷町議会
編集 守谷町議会事務局
TEL (0297) 45-1111(内532)
茨城県北相馬郡守谷町
大字大柏950-1

もりやまち 議会だより

もくじ

- ①ページ 議決内容
- ②ページ } 一般質問
- ③ページ }
- ④ページ 一般質問・その他



夏の楽しいひととき(常総運動公園プール)

補正予算・条例改正など可決 固定資産評価審査委員会委員に

寺田矩雄氏 再任

平成九年第二回定例会が、去る六月五日から十三日まで、九日間の会期で開かれ、今回の定例会には、町長提出議案十一件と議員提出議案二件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

第二回定例会 議決内容

●専決処分事項の承認

○平成八年度守谷町一般会計補正予算

平成八年度における義務教育施設買収事業国庫支出金の決定により、当該事業に要する経費を専決処分した。

○守谷町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行例の一部を改正する政令に基づき、守谷町税条例の一部を改正したもの。

○守谷町都市計画税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行例の一部を改正する政令に基づき、守谷町都市計画税条例の一部を改正したもの。

●報告

○平成八年度守谷町一般会計繰越明許費について

○平成八年度守谷町公共下水道事業特別会計繰越明許費について

○平成八年度守谷町農集落排水事業特別会計繰越明許費について

○平成八年度守谷町土地開発公社決算について

○平成九年度守谷町土地開発公社事業計画等について

●守谷町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

○寺田矩雄(守谷町大字板戸井二一七番地 六十歳 再)

●条例の一部改正

○守谷町保育所設置条例の一部を改正する条例

北園保育所の移転に伴い、保育所設置条例の一部を改正するもの。

○守谷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、守谷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するもの。

●補正予算

○一般会計

歳入歳出それぞれ十億六千九百九十九万七千円の増額補正で、歳入は、県支出金で社会福祉費補助金の増額、繰入金で財政調整基金繰入金の減額、国際交流基金繰入金及び常磐新線対策基金繰入金の増額、町債で県営湛水防除事業債及び都市計画道路整備事業債の増額、歳出は、総務費で姉妹都市マインブルク市民来町歓迎に係る経費の計上、農林水産業費で野木崎畑地かん水事業補助金の計上、土木費で公共下水道事業特別会計繰出金の増額、守谷東特定土地地区画整理事業負担金の減額、駅前整備事業費の増額。

○公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ九千四百萬円の増額補正と債務負担行為の設定及び地方債の補正で、南守谷八号雨水幹線開通鉄道軌道下横断工事の施工によるもの。

○守谷駅周辺一帯型土地地区画整理事業特別会計

歳入歳出それぞれ九百萬円の増額補正で、歳入は国庫補助金の増額及びこれに伴う一般会計繰入金の減額、歳出は、八号雨水幹線工事費の増加による委託料の増額。

●町道路線の廃止

○路線番号四〇二六

明治乳業株式会社の進入路整備により、一部道路の付替えにより廃止するもの。

●町道路線の認定

○路線番号四〇二六、四六〇二

明治乳業株式会社の進入路整備により、一部道路の付替えにより認定するもの。

○路線番号二九三八、二九三九、二九四〇、二九四一、二九四二

下ヶ戸地区内の私道が町へ移管されたことにより認定するもの。

○路線番号四五九九、四六〇〇、四六〇一

新山地区内の私道が町へ移管されたことにより認定するもの。

○路線番号二九四三

清水地区内の私道が町へ移管されたことにより認定するもの。

議員提出議案

○「従軍慰安婦」問題について歴史的事実に基づいた歴史教育が今後いっそう積極的に行われることを求める意見書

歴史的事実に基づいた歴史教育が、今後も一層積極的に推進されるよう、関係機関に対し意見書を提出するもの。

○新たな「食料・農業・農村基本法の制定」を求める意見書

請願・陳情

皆さんから出された請願・陳情の審議結果をお知らせします。

★採択

○中学校教科書における「従軍慰安婦」についての歴史的叙述を削除することなく、歴史的事実に基づいた歴史教育が推進されることを求める陳情

★継続審査

○大野地区の自然・環境、優良農地を守る陳情

○郵便局民営化反対に関する意見書の提出に関する請願

★不採択

○「日本国憲法施行五十年決議」等に関する陳情

○「AMI」の大規模複合商業施設建設計画に関する特別調査委員会の設置」の陳情

○国保税の値上げに反対する請願

●継続審査中の請願・陳情

★採択

○新たな「食料・農業・農村基本法の制定」を求める陳情

○かづらう公園脇町道四四九六号線の一方通行に関する陳情

○夫婦別姓を認める民法の一部改正について反対を求める陳情

○医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情

★審議未了

○下ヶ戸地区学区変更の陳情

一般質問(要旨)

本定例会における一般質問は、去る六月十一日に行われました。

質問には四名が登壇し、活発な質問が行われました。

公園の管理状況とその理念について

小関 道也 議員

小関議員 私は十二年前にこの町に転入してきたが、当時の北守谷の駅前通りは、見事なツツジの咲き乱れる町だったと思う。しかし、最近はその谷和原村の絹の台団地と比較すると、時間が経ったものと新しいものとの差はあると思うが、草むしりの状態や樹形の調整に差が感じられる。

町内の街路の植栽について、管理を造園業者に委託する際、どのような指示をして、どんな形で業者に発注しているのか伺いたい。

都市整備部長 現在、当町には植樹帯が約三十五キロメートルほどあるが、年間管理ということで発注しており、樹木の消毒を年三回、除草を年二、三回、樹形を整える剪定を年に一、二回、また、一部の公園や街路樹の落ち葉処理という内容で発注している。

小関議員 作業終了後、現場の状況を確認しているか。

都市整備部長 年間管理ということで委託をしております、その都度行っている。また、消毒等についても、広報車での周知を行い、住民に知らせている。

公民館に駐車場の確保を！

小関議員 郷州公民館における駐車場のスペースが狭く、路上駐車をしたり隣接のショッピングセンターの駐車場に停めるなどの問題が起きていて、調整池の駐車場を活用することはできないのか伺いたい。

町長 普段からいつでも開放するというのではなく、行事があるたびに調整池の駐車場を使用する手配になっている。

小関議員 催し物があるときだけでなく、常時使えるよう検討していただきたいがどうか。

都市整備部長 常時開放は管理面あるいは万が一の



駐車スペースの確保を！

学校教育について問う！

西巻 健治 議員

ことを想定した場合、非常に難しいと思う。現時点では職員の車を停めるか、利用者が多い場合に調整池の

方へ停めていただくようにできるだけ開放して行きたいと考えている。

西巻議員 神戸での事件を振り返ると地域という環境とそこに住む人間の心との間に、自然界にある生態系のような一つの連環性がある。それを根本的に見直せ、考え直せという警鐘のように思える。

登下校時の安全対策は交通上の問題と思われがちだが、守谷町を含めた近隣の市町村で事件まではいかなるまでも見知らぬ人や不審な人から声を掛けられたなどの報告があればお聞かせ願いたい。

教育長 事件にまで拡大したのではないが、痴漢の出没、通り魔的に声をかけられたとの報告はいくつかあるので十分注意している。

西巻議員 今回の事件をきっかけにして保護者と学校の間で具体的な話し合いはもたれたのか。

教育長 毎月開催される校長会で注意を促すとともに、PTA等の話し合いの中でも十分取り上げていただくと、要請したところである。

西巻議員 各学校別に設定してある通学路の総点検が

必要ではないかと考えるがどうか。

教育長 通学路については比較的人通りの多い、安全管理がしやすい場所を選ぶなど、また、道路の障害物や危険箇所の状況については、すぐに情報が流れるような体制づくり等に気をつけながら再点検を要請したいと考えている。

西巻議員 和歌山県の田辺市では、警察が中心になって通学路沿いに地域の協力を得て非難所(家)を設け、警察で発行したステッカーを張り、子供が逃げ込んだときに一〇番通報するなり、何らかの措置をとれる体制づくりをしたそうだが、そのようなことは考えているのか伺いたい。

教育長 PTAを初めとして、子供の安全に協力する体制が整っている中で、これから要請をする段階で細かい点まで配慮したい。

西巻議員 現在、守谷町の中学校における進路指導は、具体的にどのような形で行われているのか伺いたい。

教育長 学級活動の時間を使い、進路指導する時間が確保されるように決められている。その範囲内で指導している。

西巻議員 具体的には、三年生になってから進路指導が始まるのか。

教育長 本格的な進路指導は三年生になってから行われるが、進路指導は将来の生き方につながる問題であるので、一、二年生の時期から、折りに触れて関連的に取り扱う形で進めている。

具体的進路指導と職業理解といったものについては三年生が中心になるわけ、教室学習のほかに現場体験や地域の職業人、社会人の職業に関する話を聞くという内容も交えながら

展開しているところである。

西巻議員 埼玉県では進路指導の見直しを図る中で、中学生時代に人生観なり職業観を個人が持った上で選択をするという意図のもと、地域に根づいた生活をし、活躍している方の実体験を聞く「私の生き方 ふるさと講演会」を各中学校で実施し、評価を得ており、守谷町でも一部で実施をしたとのことであるが全町的な取り組みとして試みてはどうか。

教育長 地域住民の協力と活躍が、これからの教育の中で大きな意味を占めてくるので、今後の進路指導を考慮し、各学校への指導を強化していきたい。

西巻議員 教育の目的とは、人格の陶冶をどう進めるのか、自分自身の人格を磨き合うことが基本にあつて、創造性をどう発揮させ、それを言い替えば、子供たちをどう幸せにするのかというのが根本の目的だと思ふ。そこに教師と生徒の関わりが生まれてくるが、教師というのは、子供たちの創造性を伸ばす見本、手本になるわけで、本来の教師としての使命感に立って、各専門の教科に携わり、部活などに関わっていくの、どう思うか。

西巻議員 教師の子供に接していく態度の心の奥底というのか、これは非常に難しい問題が伴うわけだが、学校の教育現場において、先生方の管理、指導、あるいは問題が発生しかかっているという芽を未然に防いでいくという意味も含めて、教育長の見解を伺いたい。

教育長 学校教育の場合には、教師中心主義が少なからずあると思うが、人間形成や心に関わる問題については十分考慮しなくては

いけない問題だと考える。学校訪問等、指導室が行っているが教科指導の教育技術論だけではなく、人間性教育のための教師のあり方といったものはどういうことであるか、十分に指導するよう指示している。

国保会計の現状について

西巻議員 高齢化社会で医療費が増え続け、守谷町の基金も取り崩しを行ってゼロの状態というところで、国保会計はかなり逼迫をしているが、八年三月末で、一般会計から九千万円、基金の取り崩しを含めて二億三千万円くらい繰り入れを行っている。年間を通じて財源不足と併せて、必要最低限確保しないと乗り切れないという額があると思うが、どのくらいの額を想定しているのか。

保険福祉部長 基金について定めはないが、約一カ月くらいはあつてしかるべきだと思ふ。医療費については増減はあるが、一カ月に一億円くらいとなっている。

西巻議員 国保の改正問題を含めて審議が行われており、担当の部局としても増え続ける医療費を何とか抑制したいという思いはあるのだけれど、抑制して行くための方法で何か考えはあるか。

保険福祉部長 医療費の抑制は国民的な課題ということで、多重診療防止のPR、人間ドックの実施、手遅れにならないための保健事業の充実、さらに啓蒙啓発などが現段階でできることである。また、近隣はもちろんだが、全国的な事例があれば研究をしたいと考えて

ている。

西巻議員 現在、守谷町の国民健康保険税の限度額は、四十七万円で、近隣と比較すると若干低いとは思ふが、四十七万円から最高限度額の五十三万円まで段階的に引き上げていく手法をとるのか、あるいは一気に引き上げるのか伺いたい。

保険福祉部長 国保運営協議会に多くの資料を提出して、上げ幅を含めて十分に審議をしていただいている状況である。

西巻議員 応益割の平等割、均等割、現在八千円と一万一千円、この部分だけを税率として見直していくのか、それとも資産割を含めた応能の部分まで含めて見直していくのか。

保険福祉部長 応能、応益の見直しをする、当然応益の方にかぶるということ、均等割、平等割の上げ幅が大変大きくなってしまふ現象になるわけで低所得者層に対する重税感があるという認識でいる。今回の見直しの中で、応能、応益をどうするかを検討課題になるわけだが、ある面では、段階的に改善していく方法しかないかという認識に立っている。

西巻議員 段階的にということとは理解できるのだが、それは応能、応益両方含めてということか。また、低額所得者と言われるひとつのボーダーラインがあると、思うが、どの辺を考えているのか。

保険福祉部長 応能と応益の比率の見直しはある程度の時間をかける必要があるということ、当面は、応益について応分の負担を改定する考え方でいる。

また、ボーダーラインについては滞納の世帯が五百七十六世帯あり、その内の

見解については、農振法一般ではなく農用地であるということが前提であり、仮に除外項目があるとするとき、

公共施設の整備、これは空港など国が認定した事業であり、また、土地盤整備事業完了後八年の経過を経たものとなっており、これは除外後も農地の集団性の確保を満たすことに限定されているので、農振地域の農用地ということであり、また、法的な制限が強いところであるにもかかわらず、一定の農業地権者が同意されたということは、町の農業振興政策に対する不安として表現されているのではないかと受け取れる。農民の方に支持されているのか疑問である。これは、今後のまちづくりのあり方にかかわる問題として、扱っていかねばならないと認識している。限られた情報の中で議会に様々な判断が求められており、その制約の中で議会に与えられた役割は大きく、結束をして事態の一つの判断に向かっていることが大事であると思うがどうか。

国保会計の現状と課題

中村(信)議員 国保税の値上げに反対する請願について、内容は三項目あり一つには、国保税の値上げをしないほしいということ。二つ目は、一般会計からの持ち出しを増やしてほしいということ。三つ目は、保険を平等に滞りなく交付してほしいということであるが、担当課としての見解を伺いたい。

保険福祉部次長 国保税の値上げをしないほしいというところについては、昭和六十二年からこれまで十年間、均等割、平等割という応益割の見直しを実施しなかつたこと。限度額も平成五年から引き上げをしていないこと。これに相反して、近年の医療費の高騰と基金を全て取り崩したという状況から、税率の改正をしなければならぬ。

また、一般会計からの繰り入れについては、定められたもの以外は特別会計である以上、独立採算の原則に立つた運営を基本に考えるべきである。

さらに、保険証の交付という点については、完納して頂くという前提で、相互扶助共済の精神で行っている事業なので、何らかの方法をとらざるを得ない。

中村(信)議員 国保税の収納率の低下の要因について伺いたい。

保険福祉部次長 景気の低迷が大きな要因の一つである。また、加入されている方が比較的医療にかかる機会の多い高齢者であり、低所得者であるという構造的なところに問題があると思う。

さらに、国保事業を理解して頂くための趣旨普及費もほとんど活用されていないのに、国保運営上現れた累積赤字の一つの解決方法を税額改定に求めるのは納得できない。

また、税額改定を審議する中で重要な役割を果たす国保運営協議会についても、全町的な意見が反映されるような人的構成がされているか疑問である。

以上の観点から次の三つの点について見解を伺いたい。

一、医療費、医療給付費の減額のためにレセプト審査監督体制の強化と多重診療改善のための対策として医療請求事務の有資格者の確保あるいはホームドクター制度の確立。

また、患者カルテの病院間の回覧体制等の確立。

二、保健事業の推進についてどんな改善案を持っているか。

三、若い世代や女性を加えた国保事業改善のための対策委員会を早急に設置し、その中で料金問題、国保事業そのものに関する問題等を協議し、国保運営協議会で総括的な立場からそういう意見を尊重していくことが必要ではないか。

保健福祉部次長 医療費の適正化については、今後とも国保連合会との協力体制を強め、レセプトの整理、チェック体制の強化に努めたい。

保健事業の拡大については、現時点では難しい問題も多く、短時間で効果が現れるものではないのが実態である。

国保運営協議会については、法律の中で三団体から三人づつ九人と規定されている。現在の協議会にその機能が有り、今後ともその機能を十分に活用して、審議をお願いしていきたい。

議会を傍聴し あなたの目で 町政を確かめましょう!!

議会は年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会と随時に臨時会が開かれます。

住民の代表者によって構成されている議会で、身近な問題がどのように審議され、決定されるのか。

また、私たちの代表者がどのように意見、要望を反映してくれるのかなど、会議の状況を直接見聞することで、議会の使命、重要性を理解して、議会を身近なものにしたいものです。傍聴は自由になれますのでお気軽におでかけください。

憲法では「何人も平穩に請願する権利を有し……」と規定されており、一般の請願については請願法が制定されています。地方議会に対する請願については、地方自治法及び会議規則で定められていますので、所定の手続きが整っていれば受理されます。受理されたものは、特別の場合を除き、次の定例会に提出され、審議されます。

陳情とは、公の機関に対し一定の事項について、その実情を訴えて、適切な措置を要する事実上の行為をいいます。請願が憲法に保障されているものであるのに対し、陳情は法的な権利として行われるものでなく、形式が定められていないわけではありません。しかし、守谷町議会では、会

私たちは、毎日の生活の中でいろいろな問題に出会っています。そして、その多くは自分たちで解決しています。けれども、それが国や町の仕事で、どうしても自分たちだけでは解決できない問題に出会うこともあります。

そこで、町民が直接、町政などに関して自分で町議会に要望できる制度があります。これを「請願」といいます。

提出された請願は、それぞれ担当の委員会

請願と陳情

議規則で陳情書についても「議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理する」と規定しており、住民の声をより広く町政に反映させたいと考えております。

請願の方法

1、請願書は文書(邦文)で出してください。

2、題名、趣旨及び理由を書ってください。

内容は、なるべく町の仕事に関するものか、国などに意見書を出して解決を求めるような、地域の公益に関するものにしてください。

趣旨は重要な部分なので、文章は理解しやすい平易なもので、その内容は、希望する理由や説明をはっきり書いてください。二つ以上の内容の説明をのせるときは、なるべく(1)……(2)……のように箇条書きにしてください。

施設の建設など場所に関する請願には、案内図、略図などの参考資料を添付してください。

請 願

で審査されます。審査の中では、関係のある施設や場所に直接行って、実際に見てくることもあります。そして、その審査の結果を請願代表者に通知しています。

請願を採択すると、町長に請願書を送付したり、関係機関に意見書や要望書を提出したりして、解決を図るよう求めます。

なお、請願には議員の紹介が必要ですが、それがない場合は「陳情」となります。陳情は、内容に応じて請願と同様の扱いをしています。

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)

紹介議員
[陳情の場合には必要ありません]

請願者(陳情者)
住 所
氏 名
電話番号

1. 請願(陳情)の趣旨

2. 請願(陳情)の理由[別紙で添付しても結構です。]

上記のとおり請願(陳情)いたします。

守谷町議会議長 様

3、提出年月日、請願者の住所氏名を記載の上、押印してください。

住所氏名は、審査結果を通知するのにも必要ですから、電話番号も忘れずに書いてください。法人など団体の場合は、名称、事務所の所在地以外に、代表者の住所氏名、押印が必要です。

請願者が多いときは、請願書の末尾に署名簿を添え、表紙に代表者だけを記載し、他〇名としてください。

また署名簿にも押印が必要で、

4、請願書には、その表紙に紹介議員の署名、または記名押印が必要です。陳情書の場合は必要ありません。

5、請願書の提出は、なるべく町議会に直接持参されるか、紹介議員を通じて提出してください。

6、請願書はいつでも受理しますが、申し合わせにより「議会招集日前の議会運営委員会開催前日までに受理したもの」は当該議会での審議し、それ以降に受理したものは、次期定例会で審議する」としており、できるだけ早く提出してください。